

○熊本市景観審議会条例〔都市デザイン課〕

平成15年3月17日

条例第29号

改正 平成21年9月18日条例第42号

令和4年9月30日条例第50号

(設置)

第1条 本市における良好な景観の形成及び広告物に関する重要事項の調査審議等をするため、熊本市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（平21条例42・一部改正）

(所掌事務)

第2条 審議会は、熊本市景観条例（平成21年条例第42号）及び熊本市屋外広告物条例（平成7年条例第73号）によりその意見を聴くこととされている事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、その結果を答申し、及び議を経ることとされている事項について、議決を行うものとする。

2 審議会は、良好な景観の形成及び広告物に関する事項について、市長に建議することができる。

（平21条例42・一部改正）

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、景観及び広告物に関し学識経験を有する者その他の規則で定める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平21条例42・一部改正）

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総括し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の利害に関する議事の議決に参加することはできない。

(専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。
- (専門部会)

第7条 特別の事項を調査審議させる必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に、当該特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。
- 3 特別委員は、学識経験を有する者、市議会議員、関係行政機関の職員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了する日までとする。
- 5 専門部会は、会長が指名する委員及び特別委員（以下「部会員」という。）をもって組織する。
- 6 専門部会に部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 7 第4条（第1項を除く。）及び第5条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「専門部会」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(令4条例50・追加)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(令4条例50・旧第7条繰下)

附 則抄

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成15年10月24日規則第85号で平成15年10月31日から施行)

(熊本市都市景観条例の一部改正)

- 2 熊本市都市景観条例（平成元年条例第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成21年 9 月18日条例第42号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月30日条例第50号）
この条例は、公布の日から施行する。